

データ利活用の促進に向けた制度について

－ 参考資料 －

平成29年10月25日

産業構造審議会 知的財産分科会
不正競争防止小委員会

知的財産法における保護対象

<知的財産基本法における定義>

第二条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であつて、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密**その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。**

<著作権法、特許法における保護>

保護要件種類	著作権法		特許法
	著作物	データベース	
保護客体の定義	思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの【第2条第1項第1号】	データベースの情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するもの【第12条の2】	自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの【第2条第1項】
保護検討中のデータ	△（注1）	△（注2）	△（注3）

（注1） 個々のデータが著作権法上の著作物に該当する場合のみ保護されうる。写真、音楽データ等が該当しうる。

（注2） 著作権法上のデータベースとしての保護が及ぶもののみが保護されうる。データベースから抽出された一部のデータに保護は及ばない。

（注3） データ構造のみが保護されうる。前述のデータ構造を有しないデータについては保護は及ばない。

<不正競争防止法における保護>

秘密として管理された情報

<自社のみ、又は守秘義務等の契約等で権限のある者のみを使用>

秘密として管理されていない情報

<一定の条件下で利活用可能なもの>

データ不正利用行為等の規制

<無制限、無条件での利活用>

<行為規制による保護>

営業秘密（不正競争防止法）

- ・営業秘密の侵害を禁止行為の類型として規定
- ・差止請求権、損害賠償請求権（※損害額の推定規定あり）、刑事罰などを規定

ビジネス上の選択

価値あるデータの利活用が広く進むような法的な枠組みはない

ビジネス上の選択

特段の措置なし※

※共有情報として自由に利活用すべきものであるため。特段の措置は不要と考えられる。

- ・現行制度上、民法に基づく契約で対応する選択肢もある。
- ・ただし、第三者効のない契約では、契約の遵守が期待できる特定の提携先を超えて、多数の主体と取引することにはリスクがあると考えられる。

技術的管理性のイメージ（第1回小委資料7抜粋）

保護検討データ	管理の実態	具体的な活用事例
1. 無制限・無条件で、提供しているデータ	管理なし	
2. 利用規約等により取扱いを明示して提供するデータ	利用規約により管理意思の提示	・ウェブサイト上の気象情報提供サービス
3. データ等に関して一定の技術的な管理を行った上で提供するデータ	<ul style="list-style-type: none"> ・ID / パスワード・暗号化（HPによるデータ提供、DVD、USB等の媒体によるデータ提供） ・専用回線（暗号化された通信を含む） ・専用アプリ・ソフトウェアのみによるアクセス・使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・B to Bによる気象情報提供（パスワード、専用回線） ・人体計測データのファイルにパスワードをかけた上でメールで提供 ・個別患者の臨床試験の電子データ（契約及びアクセス制限） ・製品のサービス（部品番号、外観図などの図面、仕様書等）情報（パスワード）
4. 特定者以外によるアクセス等を防ぐために一定の技術的な管理がなされているデータ	<ul style="list-style-type: none"> ・ID / パスワード・暗号化（HPによるデータ提供、DVD、USB等の媒体によるデータ提供） ・専用回線 ・専用アプリ・ソフトウェアのみによるアクセス・使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・健常者のバイオマーカーのデータ（アクセス制限及び利用規約） ・匿名化された体調や生活習慣等の健康に関するデータ（パスワード及び利用規約） ・交通やエネルギー等のインフラ関連のデータ、工場等の生産設備等から発生するデータ（暗号化、契約）

↑
事務局案
↓

業務の継続的な実施や投資回収を確実にするために技術的な管理を施している

技術的制限手段に係る規制とデータに係る規制の関係性

(第3回小委資料3-2抜粋)

○規制の趣旨、客体、行為の整理

	技術的制限手段を無効化する装置等の提供	データの不正取得等
規制の趣旨	コンテンツ提供者の営業上の利益を確保し、コンテンツ提供事業者間の公正な競争秩序を図る	データ提供者の競争力の源泉となり得るデータを適切に保護し、投資回収の機会を確保し、以てデータの利活用の促進を図る
客体	信号方式、暗号方式からなる技術的制限手段（第2条第7項）により視聴等が制限されたコンテンツ	他者へ提供を前提として一定の技術的な管理がなされている電子データ（技術的管理性、外部提供性、有用性の要件）
行為	客体を保護する技術的制限手段を無効化する装置の譲渡等	客体の不正取得等

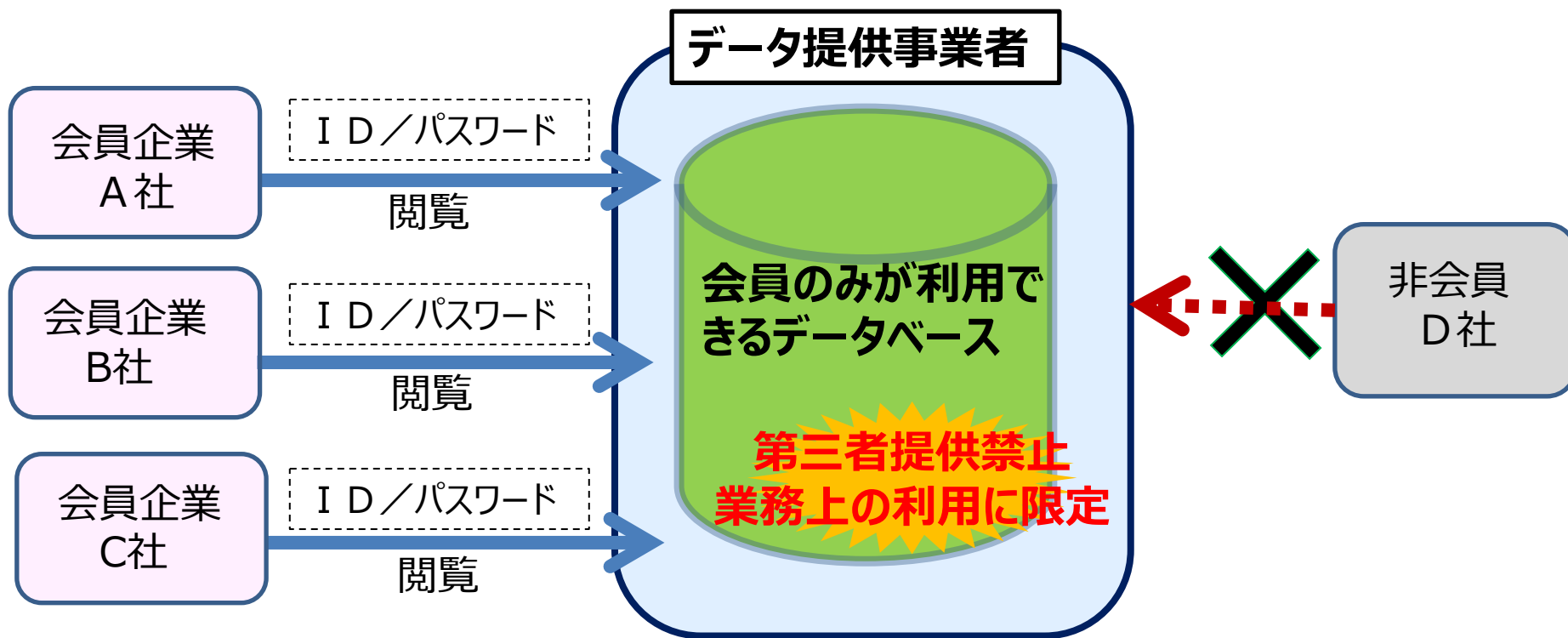
○技術的な管理手段と技術的制限手段の対比事例

技術	事例	技術的制限手段	データの技術的な管理手段
信号・暗号方式によらないもの	ID・パスワード方式 専用回線（VPN除く） ダウンロード不可の設定	×	○
暗号方式	専用回線（VPN） データ暗号フォーマット化 スクランブル化	○	○
信号方式	コピーコントロール	○	×
	プログラム（ゲーム等）実行制御	○	×

外部提供性のイメージ（第1回小委資料7抜粋）

類型①：会員のみが利用できるデータベース

（「3. データ等に関して一定の技術的な管理を行った上で提供するデータ」の類型）



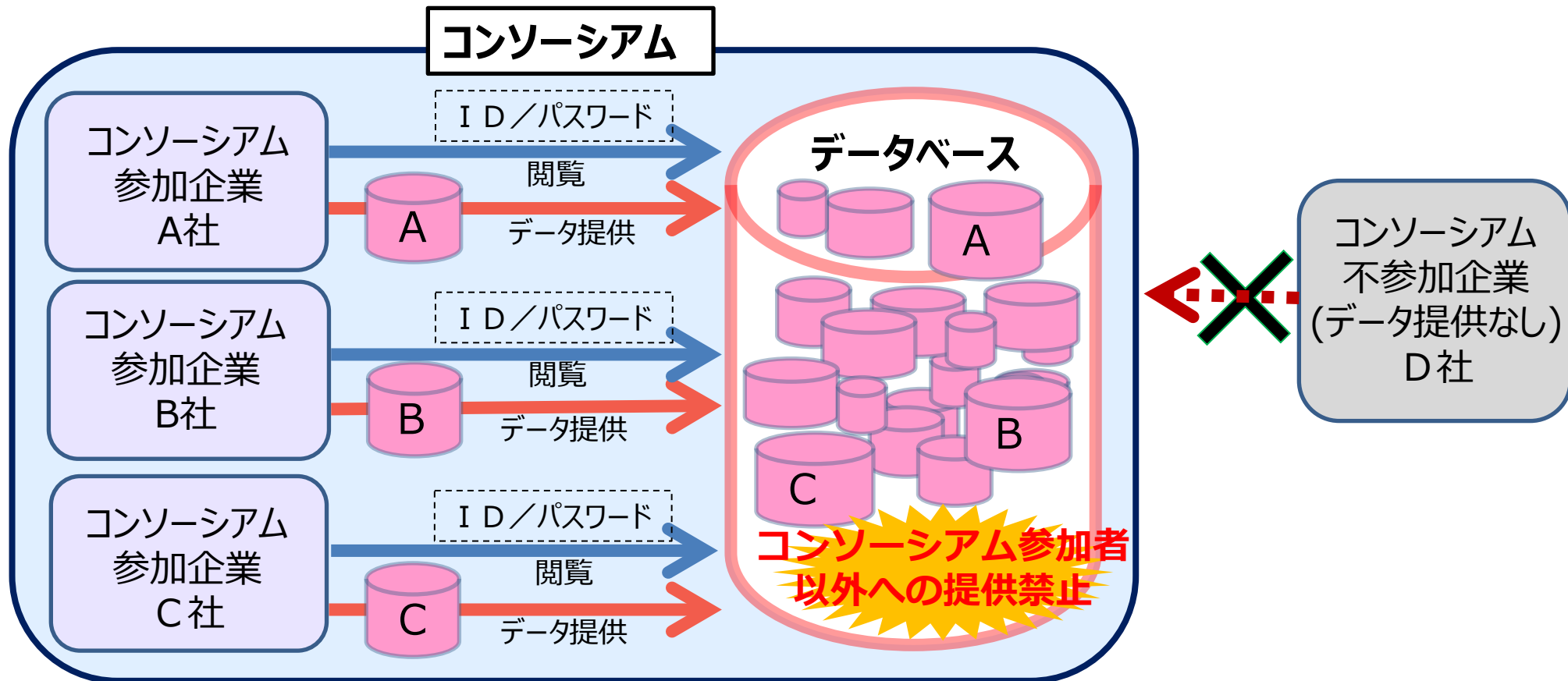
<契約・管理の実態>

- ・アクセスを制限し、ID/パスワードで管理。
- ・その複製や、業務上の利用を規約等で制限している。
 - 有料のデータベース（判例分析、トレンド分析、二次加工した気象データ等）

外部提供性のイメージ（第1回小委資料7抜粋）

類型②：各社が互いに情報を出し合い共有しているデータベース

（「4. 特定者以外によるアクセス等を防ぐために一定の技術的な管理がなされているデータ」の類型）



<契約・管理の実態>

- ・データを提供した企業のみアクセスを制限。
 - 医療業界において健常者データなどを共有するコンソーシアム、部素材・物質等のデータを共有するコンソーシアム

営業秘密における規制内容

営業秘密保有者
A社



営業秘密



- ・秘密管理性
- ・非公知性
- ・有用性

4号
① 管理侵害
+ Bの取得

外部者 B



4号
③ ① +
Bの開示

4号
② ① +
Bの使用

C (従業員含む)



7号
④ Cの権限外使用
+ 図利加害目的

7号
⑤ Cの権限外提供
+ 図利加害目的

5号

6号
Dの取得
+ 不正取得
につき
悪意/重過失

※「不正取得」= ①

②④⑦⑦'(不正使用)により生じた物の
譲渡・輸出入等も規制される
※譲り受けた時に善意無重過失の場合を除く。

10号

D社



E社



5号 (不正取得)
7号
取得時悪意/重過失
+ Dの使用

8号
取得時悪意/重過失
+ Dの提供

6号 (不正取得)
7'
取得時善意無重過失
+ BやCとの契約範囲内
での使用は規制しない

8'
取得時善意無重過失
+ BやCとの契約範囲内
での開示は規制しない

※悪意/重過失に転じた後の、BやCとの
契約範囲を超えたDの使用は規制する

※悪意/重過失に転じた後の、BやCとの
契約範囲を超えたDの開示は規制する

正当取得

8号
Dの取得
+ 不正開示
につき
悪意/重過失

8号

7 8 8号(正当取得)

7' 8' 9号(正当取得)

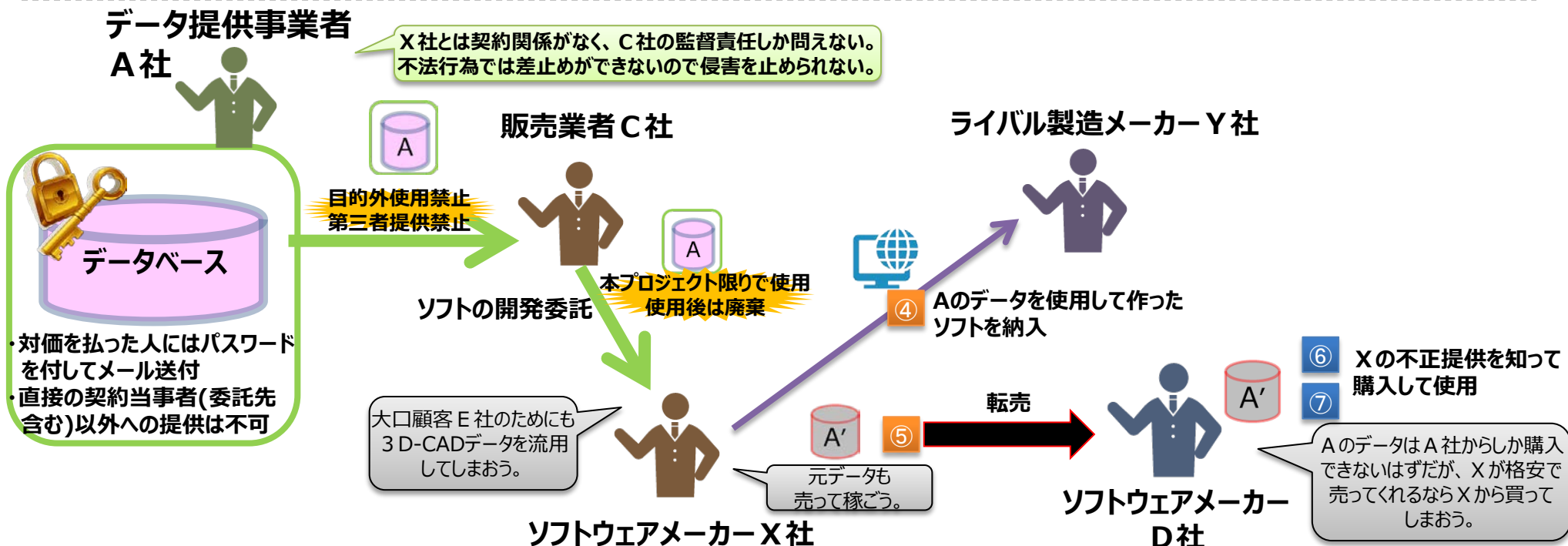
※「不正開示」= ⑤ or Cの法律上の義務違反 (契約違反・善管注意義務違反等)

営業秘密と保護対象とするデータの比較

	営業秘密	本検討において保護対象とするデータ
客体	秘匿を前提として秘密として管理されている技術上又は営業上の情報	他者へ提供を前提として一定の技術的な管理がなされている電子データ
要件	秘密管理性 非公知性 有用性	技術的管理性 (技術的管理をした上で) 外部提供 有用性
想定事例	営業情報 (顧客情報、対応マニュアル等) や技術情報 (製造方法・ノウハウ、設計図面等)	外部提供用データベース (判例分析、トレンド分析、二次加工した気象データ等)、コンソーシアム (医薬、部素材・物質等) で持ち寄ったデータベース等
民事措置	○差止請求 (3条) ○損害賠償請求、(損害賠償額の推定) (4条、(5条1項~3項)) ○信用回復措置請求 (14条)	同左
刑事措置	【個人】 10年以下の懲役又は2000万円以下の罰金(又はこれの併科)(21条1項) 【法人】 5億円以下の罰金 (22条1項2号) ※法人の業務に関して犯罪が行なわれた場合には、行為者が処罰 (懲罰・罰金) されるほか、その者が所属する法人も処罰 (罰金) される。 【海外重罰】 個人：10年以下の懲役又は3000万円以下の罰金(又はこれの併科) (21条3項) 法人：10億円以下罰金 (22条1項1号)	刑事措置の導入については以下の行為に限定して検討中 ① 悪質性の高い行為による取得行為 ② ①の行為によって取得したデータの使用行為 ③ ①の行為によって取得したデータの提供行為
侵害品	不正に取得した技術上の秘密を使用して製造された物品 (営業秘密侵害品) の譲渡等を禁止 (2条1項10号)	規制しない
保護期間	消滅時効3年、除斥期間20年 (15条)	同左

著しい信義則違反類型の例

○契約違反で対処できないケース①



○類似の事例（営業秘密）：平成20年（ワ）第34931号損害賠償等請求事件（東京地判H23.2.3）

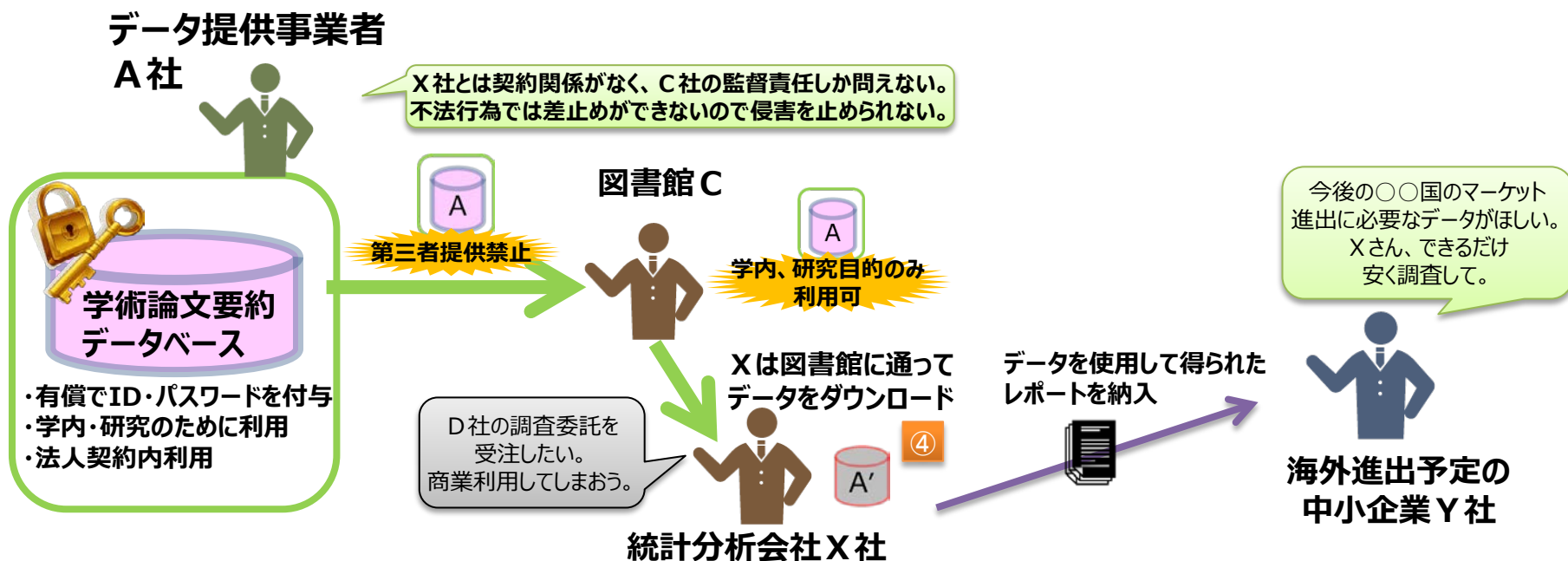
原告（東衛産業、デイリー産業）（A社に相当）が保有する営業秘密につき、秘密保持契約を交わした上で被告夢工房（C社に相当）に開示。その後、契約が解除されたことを知りながら被告夢工房は、被告アルミ工房（X社に相当）に対し、A社と同一の製品を製造させ、販売。

不正競争防止法第2条第1項第7号に基づき、両被告に対し、差止め、損害賠償（共同不法行為）が認められた。

民法の範囲では、被告アルミ工房（X社に相当）は直接の契約当事者でないため、共同不法行為のみが適用され、差止請求ができない。

著しい信義則違反類型の例

○契約違反で対処できないケース②



○実際に事業者が対処できずにいる事例

学術論文等を要約したデータベースを提供しているデータ提供事業者 A 社は、第三者提供禁止として当該データベースを図書館等に提供。提供先の図書館では、館内のみ、研究目的のみの場合に限り図書館利用者に利用を許可していた。それにも関わらず、統計分析会社 X 社は当該図書館に通過して複数回に渡りデータをダウンロードし、当該データを利用して得られたレポートを商業用に用いていた。

このような場合にあって、A 社は X 社と直接の契約関係にないため、何ら対処することが出来ずにいる。

<不正の利益を得る目的又はその保有者に損害を加える目的（図利加害目的）あり>

(1) 契約当事者の信頼を著しく裏切るケース

- C社が、A社から提供を受けたデータについて、第三者提供禁止を認識しながら、取引先から「自社で使用したいから提供してほしい」との要請を受けて、取引先との関係構築のためA社に無断で取引先に提供する行為。
- C社が、A社から提供を受けたデータについて、第三者提供禁止を認識しながら、当該データに自社のデータを付加して新たなデータベースを作成し、自社のデータベースがより充実している旨を宣伝してA社のデータが含まれているデータベースを販売する行為。
- C社が、A社から提供を受けたデータについて、第三者提供禁止を認識しながら、C社は自らが企業として存続するために、A社と競業する行為であり許されないことと認識しながら、データを第三者に提供する行為。
- A社が特定のコンソーシアムメンバーのみに提供しているデータベースを、メンバーのC社がメンバー以外への提供が禁止されていることを認識しながら、Aの顧客吸引力を利用し、あたかも自分が正規の提供者であるかのように、あるいはA社と連携しているかのように振る舞って、当該データベースを提供する行為。
- C社が、A社から提供を受けたデータについて、第三者提供禁止を認識しながら、自社が運営するHPへのアクセス数を増やすために、データをHP上に公開する行為。
- C社が、A社から委託された分析業務にのみ使用することに限定された上で提供を受けたデータについて、そのことを認識しながら無断で自社の新製品開発に使用し、利益を得る行為。
- C社が、A社から提供を受けたデータについて、第三者提供禁止を認識しながら、A社のデータ提供ビジネスを阻害する目的で、HP上に無料で公開する行為。

「不正の利益を得る目的又はその保有者に損害を加える目的」の具体事例について

<図利加害目的あり>

(2) 契約違反で対処できないケース

- C社が、自社の事業（委託先への提供可能）への使用に限定された上でA社から提供を受けたデータについて、その後同契約が解除されたにも関わらず、そのことを認識した上で、D社にデータを提供して業務委託し、D社にA社と競合するようなサービスを提供させていた行為。
→Cは図利加害目的あり、Dは転得者としての不正取得の要件に当たれば規制される。
- C社が、自社の事業（委託先への提供可能）への使用に限定された上でA社から提供を受けたデータについて、契約上C社のプログラム開発のみの使用に限定してプログラム開発会社Xに当該データを提供。X社が契約に反していることを知りながら、C社以外の企業のプログラム開発事業に使用する行為。
→Xは図利加害目的あり、Cは図利加害目的なし。
契約自治では、A社はC社に委託先の監督責任を問いうるが、X社には直接責任を問えない。
- C社の従業員Xが、第三者提供禁止を認識しながら、A社から提供を受け、Xがその職務の遂行上利用したデータを、金銭を得る目的で、違法データ等を転売しているデータブローカーDにデータを提供する行為。
→従業員Xは図利加害目的あり、C社は図利加害目的なし。
契約自治では、A社はC社に使用者責任を問いうるが、X社には直接責任を問えない。

「不正の利益を得る目的又はその保有者に損害を加える目的」の具体事例について

＜図利加害目的なし＞

- A C社間で契約の解釈について争いがあり、C社は自社の業務内であれば、委託先へのデータ提供が許されていると考えて、C社業務の委託先のX社にA社のデータを提供した行為。
- A C社間で契約の解釈について争いがあり、C社は新製品開発の用途での使用もA社から許されていると考えて、新製品開発に使用した行為。
- C社内で有料データベースの使用・取得が認められている（第三者提供は禁止）従業員が、あやまってダウンロードしたデータを取引先にメールで提供した行為。
- 契約上特定の社員のみを取得・使用が限定されている有料データベースからダウンロードしたデータを、共有フォルダに一時的に格納していたところ、対象者でない社員が過失で使用した行為。
- Aのデータベースを1年間の契約で使用していたところ、Cが契約の更新を忘れて、1年1ヶ月後まで使い続けていた行為。
- Aの提供しているデータが個人情報保護法等の法令に違反していることを告発するために、個人情報保護委員会に情報提供する行為。

(参考)「不正な利益を得る目的又はその保有者に損害を加える目的」に関する判例等

<営業秘密>

1. 逐条解説

- ✓ 営業秘密における図利加害目的に当たらないものの例（逐条解説不正競争防止法2016年版p221）
 - ①公益の実現を図る目的で、事業者の不正情報を内部告発する行為
 - ②労働者の正当な権利の実現を図る目的で、労使交渉により取得した保有者の営業秘密を、労働組合内部に開示する行為
 - ③残業目的で、権限を有する上司の許可を得ずに、営業秘密が記載された文書やU S Bを自宅に持ち帰る行為
- ✓ 以下の考慮要素等を勘案して判断される。(逐条解説不正競争防止法1990年版p90)
 - ①当事者間の信頼関係の程度
例：両当事者が契約締結前か、契約関係継続中か、契約終了後か
 - ②営業秘密保有者の利益
例：営業秘密の保有者の経済活動に支障を来さないような地域で限定的に営業秘密を使用する場合、信義則上の義務を逸脱しているといえない場合もある。
 - ③営業秘密を示された者の利益
例：営業秘密を示された労働者が退職後当該営業秘密を使用できないことによって、どの程度利益を害されるのか
 - ④営業秘密の態様
例：営業秘密が一般的な知識と渾然一体となっており、これを区別して使用しないことが著しく困難か

2. 裁判例

■平成26年(ワ)第1397号不正競争行為差止等請求事件(東京地判H29.2.9)

【民事】製造委託契約に基づいて営業秘密を示された被告が、自らが企業として存続するため、許されないことと認識しつつ第三者に営業秘密を開示した行為が、原告の信頼を著しく裏切る行為であるとされ、図利加害目的が肯定された事例。

「被告は、本件情報を保有する事業者である原告から、本件製造委託契約に基づいて本件オリジナル木型を預けられることにより、本件設計情報を示されたところ、自らが企業として存続等するために被告A iiiと取引することとし、その一環として、許されないことと認識しつつも、本件設計情報が化体したオリジナル木型を社外に持ち出して、被告A iiiに開示した上、複製木型を複製させたというのである。

被告は長年にわたり本件製造委託契約に基づく取引をしてきた相手方である原告の信頼を著しく裏切る上記行為をして、原告の従業員でありながら原告の競業者となろうとしている被告A iiiと取引をすることにより、自己の利益を図る目的を有していたものと認められるから、不正の利益を得る目的で上記行為を行ったものといえることができる。」と判示した。

(参考) 「不正な利益を得る目的又はその保有者に損害を加える目的」に関する判例等

■平成20年(ワ)第34931号損害賠償等請求事件(東京地判H23.2.3)

【民事】守秘義務に基づく製造委託契約期間が終了した後も、原告と競合する同じ製品を委託先に製造させ続けた行為について、図利加害目的を肯定した事例。

「被告夢工房は、光通風雨戸の製造委託に関する契約が締結されることを前提に、東衛産業又はデイリー産業から本件営業秘密の開示を受けており、最終的に本件製造販売契約が締結され、当該契約では東衛産業及びデイリー産業から製造の委託を受けた光通風雨戸しか製造できず、その場合には定価の13%に相当する金額を被告夢工房から東衛産業及びデイリー産業に支払う必要があり、さらに技術上・営業上の秘密につき守秘義務が課せられていたにもかかわらず、同契約が解除されてからも、本件営業秘密を使用して、東衛産業、デイリー産業又は原告が製造、販売する光通風雨戸と同一の構造を有するセキュアガードを被告アルミ工房に製造させ、同製品を販売している。

このような被告らの行為は、本来契約の拘束の下で開示された本件営業秘密を使用することによって、本件営業秘密の保有者である東衛産業、デイリー産業及び原告が製造する製品と競合する製品を製造、販売し、自ら利益を上げることになるため、被告らには不正の利益を得る目的があるといえる。」と判示

■イーアンドネイチャー事件(札幌地判H6.7.8決定)

【民事】退職者が顧客情報を持ち出した上で行った競業行為について、著しい信義則違反と図利加害目的を肯定した事例。

「不競法1条3項4号(現2条1項7号)にいう「不正の競業その他不正の利益を図る行為」とは、営業秘密を示した保有者との間で営業秘密をみだりに使用・開示してはならない信義則上の義務が存在する場合において、この義務に反することを意味する。そして、この信義則上の義務は、主に雇用契約・下請契約・ライセンス契約等の債権関係に基づく義務から発生する。退職した従業員が開示された営業秘密について何らかの義務を負うか否かは、議論のあるところではあるが、雇用等の債権関係にあった者は、その契約終了後においても、契約相手が契約関係にあったがために不当に利益を被らないようにしてやる義務があるのであり、一定の義務が認められる場合もあり得るが、この場合は、債務者も主張するとおり、退職者の競業行為については、私法上の紛争解決方法が既に存在していることもあり、不競法による差止が認められるのは、退職者に「著しい」信義則違反があった場合に限定すべきである。」と判示し、債務者(退職者)が持ち出した債権者の顧客情報を利用して約2000名の顧客にダイレクトメールを送付した行為につき、債権者製品の品質について中傷したり、債権者所有の製品や道具を持ち出した行為等も考慮して図利加害目的が認められ、不正使用・開示行為が認められた。

(参考) 「不正な利益を得る目的又はその保有者に損害を加える目的」に関する判例等

■平成25年(ワ)第25367号 損害賠償等請求事件 (東京地判H26.11.20)

【民事】第三者提供禁止等の契約上の合意が認められず、原告は本件設計図の自由な利用を被告に許したとして、図利加害目的を否定した事例。

原告は被告担当者との打合せの際、被告担当者に対し本件設計図をそのまま、あるいは変更を加えて自由に使用してよい旨を述べたことが認められる。

(中略)

原告は、・・・原告と被告は、被告が原告の承諾なく本件設計図を第三者に提供したり、本件バルブを製造、販売したりしないことを合意したと主張する。しかしながら、上記のような被告取締役その他関係者の発言等があったとしても、これらによっては上記合意が成立したと認めるに足りず、他に上記合意が成立したことを認めるに足りる証拠はない。

2 不正競争防止法2条1項7号の不正競争について

前記認定の事実によれば、原告は本件設計図の自由な利用を被告に許したものと見えるから、被告が本件設計図に基づいて被告製品をベトナムで製造、販売しているとしても、被告に同号の「不正の利益を得る目的」があるということとはできず、本件設計図が営業秘密に当たるか否かにかかわらず被告の行為は不正競争を構成しない。

<ドメイン>

■ドメイン不正取得規制における裁判例の判示 (mp3事件)

「不正の利益を得る目的」とは「公序良俗に反する態様で、自己の利益を不当に図る目的がある場合」と解すべきであり、単にドメイン名の取得、使用等の過程で些細な違反があった場合等を含まないものというべきである。また「他人に損害を加える目的」とは「他人に対して財産上の損害、信用の失墜等の有形無形の損害を加える目的のある場合」と解すべきである。例えば、①自己の保有するドメイン名を不当に高額な値段で転売する目的、②他人の顧客吸引力を不正に利用して事業を行う目的、又は、③当該ドメイン名のウェブサイトの中傷記事や猥褻な情報等を掲載して当該ドメイン名と関連性を推測される企業に損害を加える目的、を有する場合などが想定される。

データの不正使用により生じた物（侵害品）の譲渡等の取扱い

(第2回小委資料3 - 2 抜粋)

